

鳥取市小中学生スポーツ全国大会等出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市小中学生スポーツ全国大会等出場補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、小中学生スポーツの全国大会等への出場経費を補助し、児童生徒の社会体育活動の健全な発展を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市体育協会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、小中学生を対象とした次の各号のいずれにも該当するスポーツ全国大会等（以下「大会」という。）に選手等（市内の小学校、中学校及び義務教育学校に通学する児童生徒からなる大会登録選手並びに当該大会要項等に基づく監督、コーチ、マネージャー）を派遣する事業とする。

(1) 次のいずれかに該当する大会であること。

ア 日本スポーツ協会又は日本パラスポーツ協会に加盟する団体が主催する大会であること。

イ 日本スポーツ協会又は日本パラスポーツ協会に加盟する団体が派遣を決定した大会であること。

ウ その他ア又はイに準ずる大会として市長が認める大会であること。

(2) 大会開催要項等に位置付けられた県単位以上の予選会を有する大会であること。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 補助対象事業に要する交通費及び宿泊費

(2) 選手又はその所属する団体が指定する口座への振込手数料

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、次の各号に掲げる額を合計した額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(1) 前条第1号の補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額（選手等1人当たり1大会につき10,000円を限度額とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、大会の主催者その他の選手等又はその所属する団体以外のものから選手等又はその所属団体に対して大会に要する経費が交付される場合は、10,000円から当該経費を除いた額を限度額とする。

(2) 前条第2号の補助対象経費の額

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は、要しないものとする。

(概算払)

第8条 規則第11条第1項ただし書きの規定により、本補助金は、概算払いにより交付できるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告書は、本補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。